会社法施行後1年における中小企業の対応状況に関する調査結果

結果概要

調査対象:東京23区内、資本金1億円以下の非公開会社(公開会社でない会社)366社。 調査期間:平成19年4月13日(金)~平成19年4月20日(金) 調査方法:アンケート調査方式(FAXによる調査票の送付・回収) 回答企業の資本金構成(N=366)



【総括】

1.約6割の企業が会社法施行にあわせて定款を見直す

会社法施行にあわせて、定款変更を行ったかについて聞いたところ、「すでに変更した」が 44.9%、「変更する予定である」が 14.8%となった。一方で「変更しない」が 32.3%、「わからない」は 7.9%であった。

2. 採用された機関設計は、取締役会+監査役(会計監査権限のみ)が最多

定款を変更した(する予定の)企業に対して、採用する機関設計について聞いたところ、 「取締役会+監査役(会計監査権限のみ)」が最も多く47.1%となった。また、会社法 では非公開会社の場合、取締役会を設置しない機関設計を選択することが可能となった が、取締役会非設置を選択したのは28.6%であり、そのうち「取締役のみ」は19.5% であった。

3.7割を超える企業が会計参与を設置せず

会計参与の設置状況について聞いたところ、「設置する予定はない」が最も多く 77.5% となった。一方、「設置している」は 5.6%、「設置を検討している」は 5.8%であった。 会計参与を設置しない理由 としては、「計算書類の作成の大半は顧問税理士等に任せて あるから」が最も多く 57.1%となった。以下、「すでに十分な会計知識を有しており、 会計参与を必要としていないから」が 21.3%、「会計参与を設置するメリットがわから ないから」が 14.8%となった。

4.6割を超える企業が会社法に問題なく対応

会社法施行時に困った点について聞いたところ、「特に困った点はない」が最も多く 61.0%となった。「対応すべき改正のポイントがわからなかった」企業は 26.6%であ り、次いで「会計処理の変更や税務処理がわからなかった」が 15.8%となった。

5.税務・会計に高い興味

会社法で興味がある分野について聞いたところ、「税務・会計上の実務における留意事 項」が最も多く40.7%となった。以下、「定款作成・変更」は22.8%、「内部統制の構築」 は20.8%、「事業承継対策」は19.9%であったが、「特に興味がない」も27.0%であった。

1.会社法の施行にあわせて、定款変更を行ったか(N=365)

会社法施行にあわせて定款変更を行った企業の割合は44.9%(図表1)。「変更する 予定」(14.8%)をあわせると59.7%であったが、「変更しない」との回答も32. 3%あった。資本金別に見ると(図表2)定款をすでに変更した企業の割合は、資本金1,000 万円未満では54.2%、資本金5,000万円超~1億円以下では60.0%と半数を超えて おり、資本金1,000万円および、1,000万円超~3,000万円では、変更しない割合がそれぞ れ58.3%、43.8%と高い割合を示している。 図表1



【資本金別】図表2

	既に変更した	変更する予定である	変更しない	わからない・不明
資本金 1,000 万円未満	<u>54.2%</u>	13.6%	20.3%	11.9%
資本金 1,000 万円	27.1%	10.4%	<u>58.3%</u>	4.2%
資本金 1,000 万円超~3,000 万円	28.8%	17.8%	<u>43.8%</u>	9.6%
資本金 3,000 万円超~5,000 万円	44.7%	15.3%	28.2%	11.8%
資本金 5,000 万円超~1 億円	60.0%	15.0%	22.0%	3.0%

2. 定款変更を行った(または、行う予定の)非公開会社

の機関設計(N=210)

定款変更を行った(または、行う予定の)企業の機関設計は「取締役会+監査役(「会計 監査権限のみ」)」が最多の47.1%となり、「取締役会+監査役(会計監査権限+業務監 査権限)」は18.1%であった(図表3)。また、会社法では非公開会社の場合、取締役 会を設置しない機関設計を選択することが可能となったが、取締役会非設置を選択した企 業は28.6%であり、そのうち「取締役のみ」は19.5%であった。これを資本金別 に見ると(図表4)、資本金1,000万円未満と、資本金1,000万円の企業では「取締役のみ」 を選択した企業が60.5%、50.0%と高く、資本金1,000万円を超える企業では、「取 締役+監査役(会計監査権限のみ)」を選択した企業が各カテゴリーで半数を超える結果と なった。

図表3

AK 3						
		取締役のみ	<u>19.5 %</u>			
取締役会非設	20 6 %	取締役 + 監査役 (会計監査権限のみ)	6.2%			
置	<u>28.6 %</u>	取締役+監査役(会計監査権限+業務監査権限)	2.4%			
		取締役+監査役+会計監査人	0.5%			
取締役会設置 71.4%		取締役会 + 監査役(会計監査権限のみ)	<u>47.1 %</u>			
		取締役会 + 監査役 (会計監査権限 + 業務監査権限)	<u>18.1 %</u>			
		取締役会 + 会計参与				
	71.4%	取締役会 + 監査役会	2.9%			
		取締役会+監査役+会計監査人	1.0%			
		取締役会 + 監査役会 + 会計監査人	0.0%			
		取締役会+委員会+会計監査人	0.4%			
計	100%	· · ·	100%			

図表4

【資本金別(主な機関設計のみ)】

	取締役のみ	取締役 + 監査 役 (会計監査権 限のみ)	取締役 + 監査 役 (会計監査権 限 + 業務監査 権限)	取締役会 + 監 査役 (会計監査 権限のみ)	取締役会 + 監 査役 (会計監査 権限 + 業務監 査権限)	他の機 関設計
資本金 1,000 万円未満	<u>60.5%</u>	10.5%	0.0%	18.4%	5.3%	5.3%
資本金 1,000 万円	<u>50.0%</u>	18.8%	0.0%	25.0%	0.0%	6.2%
資本金 1,000 万円超~3,000 万円	8.8%	2.9%	0.0%	<u>61.8%</u>	17.6%	8.9%
資本金 3,000 万円超~5,000 万円	10.0%	8.0%	6.0%	<u>52.0%</u>	16.0%	8.0%
資本金 5,000 万円超~1 億円	2.8%	1.4%	2.8%	<u>56.9%</u>	30.6%	5.5%

3.会計参与の設置状況(N=360)

会社法で設置が認められた機関「会計参与」については、「設置する予定はない」とする 企業が7割を超えた(77.5%)(図表5)。また、「すでに設置している」企業は5.6%、 「設置を検討している」企業は5.8%であった。資本金別では(図表6)、資本金1,000 万円未満で、「すでに設置している」企業は12.3%、「設置を検討している」企業は1 4.0%となっている。





【資本金別】図表6

	既に設置してい る	設置を検討して いる	設置する予定は ない	わからない	
資本金 1,000 万円未満	<u>12.3%</u>	<u>14.0%</u>	57.9%	15.8%	
資本金 1,000 万円	10.4%	6.3%	77.1%	6.3%	
資本金 1,000 万円超~3,000 万円	1.4%	1.4%	80.6%	16.7%	
資本金 3,000 万円超~5,000 万円	2.4%	3.6%	78.6%	15.5%	
資本金 5,000 万円超~1 億円	5.1%	6.1%	85.9%	3.0%	

【会計参与を設置しない理由】(N=310)

会計参与を設置しない理由は「計算書類の作成の大半は顧問税理士等に任せてあるから」 が最多の57.1%となった(図表7)。次いで、「自社で十分な会計知識を有しており、 会計参与を必要としていない」が21.3%、「会計参与を設置するメリットがわからない」 は14.8%であった。

I	义	耒	7
		1.	/



4. 会社法施行時に困った点(N=354)(MA)(%)

「特に困った点はない」と回答した企業は61.0%であり、6割を超える企業が会社 法の施行に問題なく対応したと回答している(図表8)。一方で「対応すべき改正のポイン トがわからなかった」は、26.6%、「会計処理の変更や税務処理がわからなかった」が 15.8%となっている。



【資本金別] 図表 9
-------	--------

	対応すべき改 正のポイント がわからなか った	会計処理の変 更や税務処理 がわからなか った	定款のみなし 規定がわから なかった	登記手続がわ からなかった	特に困った点 はない	その他
資本金 1,000 万円未満	23.7%	8.5%	3.4%	1.7%	67.8%	6.8%
資本金 1,000 万円	14.9%	6.4%	4.3%	4.3%	70.2%	4.3%
資本金 1,000 万円超~3,000 万円	26.4%	18.1%	8.3%	8.3%	65.3%	2.8%
資本金 3,000 万円超 ~ 5,000 万円	27.5%	21.3%	13.8%	6.3%	52.5%	6.3%
資本金 5,000 万円超~1 億円	33.3%	18.8%	11.5%	5.2%	56.3%	2.1%

5.会社法で興味のある分野(N=356)(MA)(%)

会社法で興味のある分野は、「税務・会計上の実務における留意事項」が最多の40.7% となった一方、「特に興味がない」という回答も27.0%あった(図表10)。以下、「定 款作成・変更」22.8%、「内部統制の構築」20.8%、「事業承継対策」19.9% であった。

図表10



	定款作 成・変更 <i>(</i> 定款自 治)	税務 会 計上の 実務に おける留 意事項	最適な 機 関 設 計	内部統 制の構 築	事業承 継対策	合併 ·買 収等 組 織再編)	買収防 衛対策	特に興 味がな い	その他
資本金 1,000 万円未 満	22.0%	23.7%	10.2%	13.6%	11.9%	11.9%	5.1%	35.6%	1.7%
資本金 1,000 万円	12.8%	46.8%	10.6%	12.8%	27.7%	106%	0.0%	31.9%	0.0%
資本金 1,001 万円 ~ 3,000 万円	25.4%	46.5%	5.6%	18.3%	21.1%	11.3%	4.2%	28.2%	1.4%
資本金 3,001 万円~ 5,000 万円	23.2%	42.7%	6.1%	15.9%	28.0%	3.7%	2.4%	28.0%	1.2%
資本金5,001万~1億 円	25.8%	42.3%	15.5%	35.1%	13.4%	7.2%	0.0%	17.5%	3.1%

本調査に関するご照会先

東京商工会議所 産業政策部

TEL:03-3283-7630, 7638